

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R6.10.3	R6.12.2	令和6年7月7日執行東京都議会議員補欠選挙における選挙運動費用収支報告書（4名） 令和6年7月7日執行東京都知事選挙における公費負担請求申請書類（4名）	1	1					1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 請求書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 請求書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
2	R6.11.13	R6.12.2	令和3年10月31日執行第49回衆議院議員選挙（東京4区）において、候補者〇〇殿が公職選挙法第142条10項、143条14項、149条6項、164条の2第6項の適用を受けるために提出された選挙ポスターの契約にかかる関係書類（①選挙運動用ポスター作成契約書、②ポスター作成契約届出書、③ポスター作成枚数確認申請書、④ポスター作成証明書、⑤ポスター作成枚数確認書、⑥請求書、⑦請求内訳書、⑧支払口座振替依頼書（同選挙に係る公費の振込先を明らかにする書類）	1	1						1	1							・東京都情報公開条例第7条第3号 口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
3	R6.11.21	R6.12.2	政治団体の収支報告書に併せて提出された領収書等の写し（令和3年分）（2団体） 政治団体の収支報告書に併せて提出された領収書等の写し（令和4年分）（1団体）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 当該公文書は、取得しておらず存在しないため	選挙管理委員会事務局 総務課
4	R6.10.7	R6.12.6	令和6年7月7日執行東京都知事選挙における候補者届出書、通称認定申請書、選挙公報掲載申請書、出納責任者選任届（1名）	1	1					1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 立候補届出書類等に記載の電話番号等や戸籍謄（抄）本は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 立候補届出書類等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
5	R6.10.7	R6.12.6	令和6年7月7日執行東京都知事選挙における宣誓書、候補者氏名等字画、受領書（1）、受領書（2）、点字版・音声版及び拡大文字版「選挙のお知らせ」掲載申請書、音声読み上げ掲載申請書（1名）	1	1					1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 立候補届出書類等に記載の電話番号等や戸籍謄（抄）本は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 立候補届出書類等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R6. 10. 7	R6. 12. 6	令和6年7月7日執行東京都知事選挙における候補者経歴書、出納責任者異動届、公費負担関係届出書類（1名）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
7	R6. 10. 22	R6. 12. 10	政治資金収支報告書に併せて提出された領収書等の写し（令和2年分）（1団体）	1	1						1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
8	R6. 12. 6	R6. 12. 13	政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写し（令和3年分、令和4年分）（1団体）	1	1						1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
9	R6. 12. 16	R6. 12. 18	令和6年7月7日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書（2名） 令和6年7月7日執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書に係る領収書（2名）	1	1						1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
10	R6. 12. 10	R6. 12. 23	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（令和5年分）（1団体）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しないため。	選挙管理委員会事務局 総務課
11	R6. 12. 10	R6. 12. 23	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（令和5年分）（2団体）					1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しないため。	選挙管理委員会事務局 総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
12	R6. 10. 31	R6. 12. 23	令和3年10月31日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書(1名) 令和3年10月31日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書に係る領収書(1名)	1		1						1								・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座(当座)番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
13	R6. 12. 9	R6. 12. 23	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における通称認定申請書(1名) 令和6年7月7日執行東京都知事選挙における通称認定申請書(1名) 令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙における通称認定申請書(1名)	1		1						1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 立候補届出書類等に記載の電話番号等や戸籍謄(抄)本は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 立候補届出書類等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
14	R6. 12. 9	R6. 12. 23	令和3年7月4日執行東京都議会議員選挙における通称認定申請書(1名) 令和2年7月5日執行東京都知事選挙における通称認定申請書(1名) 平成28年7月10日執行参議院議員選挙における通称認定申請書(1名)						1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
15	R6. 9. 4	R6. 12. 24	政治資金収支報告書に併せて提出された領収書等の写し(令和3年分、令和4年分)(1団体)	1		1						1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
16	R6. 12. 11	R6. 12. 25	政治資金収支報告書と併せて提出される領収書等の写し(令和5年分)(1団体)	1		1						1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課